

◎異動届出書の記載例

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

黒のボールペン又はペンで記載してください。

異動届出書を市役所へ提出される日付を記載してください。

異動された納税義務者の氏名を記載してください。

新しい勤務先（特別徴収義務者）は、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載し、一月一日現在の住所地（課税地）の市町村長に送付してください。

給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。

普通徴収の場合は、その理由を「3. 普通徴収の場合」欄に掲げているものから選んでください。

立川市長 殿		（特別徴収義務者）		特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）に記載された個人ごとの特別徴収税額（合計年税額）を記載してください。		徴収済の月割額の合計額を記載してください。		年税額から徴収済税額を差引いた残額を記載してください。		1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
年 月 日提出		フリガナ		（ア）		（イ）		（ウ）		特別徴収義務者指定番号	999999	5
年 月 日提出		スナガワ サカエ		特別徴収税額（年税額）		徴収済額		未徴収税額（ア）－（イ）		人事課給与係	富士見 緑	
給氏名		砂川 栄		12,000 円		6 月から 11 月まで		5 月まで 11 月		連絡先	電話 042-523-2111	
与生年月日		年 月 日		特別徴収税額		6 月		11 月		異動の事由		
所得者個人番号		※2		12,000 円		5,000 円		7,000 円		<input checked="" type="checkbox"/> 1. 退職 <input type="checkbox"/> 2. 転勤 <input type="checkbox"/> 3. 休職・長欠 <input type="checkbox"/> 4. 死亡 <input type="checkbox"/> 5. 支払少額・不定期 <input type="checkbox"/> 6. 合併・解散 <input type="checkbox"/> 7. その他		
1月1日現在の住所		立川市緑町4丁目5番地6		特別徴収税額		5,000 円		7,000 円		<input type="checkbox"/> 1. 特別徴収継続 <input checked="" type="checkbox"/> 2. 一括徴収 <input type="checkbox"/> 3. 普通徴収 （本人納付） その他の事由・理由		
異動後の住所				特別徴収税額		5,000 円		7,000 円		異動後の未徴収税額の徴収方法 <input type="checkbox"/> 1. 特別徴収継続 <input checked="" type="checkbox"/> 2. 一括徴収 <input type="checkbox"/> 3. 普通徴収 （本人納付） その他の事由・理由		
1. 特別徴収継続の場合		↓新規の場合は☑をつけてください。		法人番号		新しい勤務先へは月割額		円を		<input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要		
特別徴収義務者指定番号		所在地		フリガナ		氏名		電話番号		納入書の要否（新規の場合のみ記載）		
2. 一括徴収の場合		理由		1. 異動が令和 年12月31日までに、一括徴収の申し出があったため		徴収予定月日		徴収予定額（上記（ウ）と同額）		左記の一括徴収した税額は、 11 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。		
3. 普通徴収の場合		理由		1. 異動が令和 年12月31日までに、一括徴収の申し出がないため		2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため		3. 死亡による退職であるため		※市町村記入欄		

給与所得等に係る市民税・都民税特別徴収税額の決定・変更通知書に記載された番号を記入してください。

該当する異動の事由に☑をつけてください。

異動後の未徴収税額の徴収方法に☑をつけてください。

異動事由「7. その他」を選択した場合は、理由を記載してください。

転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合は、前勤務先で太枠内の事項を記載し、新しい勤務先に送付願います。

一括徴収した場合の納付月を記載してください。

【ご注意】

- ・異動があった場合は、すみやかに提出してください。
- ・該当者の課税されている自治体が現年度、新年度で異なる場合は、各々の自治体に異動届出書を提出してください。
- ・1月1日から4月30日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務付けられています。
- ・給与所得者異動届出書を提出する際に、特別徴収義務者の13桁の法人番号（個人事業主の場合は代表者の12桁の個人番号）と、給与所得者の12桁の個人番号を記載していただきますが、転勤等により特別徴収を転勤先にて継続する場合は以下の点にご注意ください。

※1 【転勤元の特別徴収義務者が個人事業主の場合】… 個人事業主の個人番号は記載しないでください。

※2 【転勤等における給与所得者の個人番号】… 転勤元では、給与所得者の個人番号は記載しないでください。転勤先の事業所等が本人から個人番号を取得し、記載してください。